

全建労発第 63 号

令和 6 年 2 月 1 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男  
〔 公 印 省 略 〕

適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査について（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、適正工期設定等をめぐり、令和元年 6 月に「新・担い手 3 法」が成立し「著しく短い工期による請負契約の禁止」が新たに規定され、また令和 2 年 7 月には中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されており、建設業の働き方改革の実現に向けて、取組を強化しております。

この度、国土交通省から、今後の施策を検討するにあたって、工期設定等の実態調査するため、別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、本調査に関しまして貴会会員企業の方々に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

（担当：労働部 菅原、吉田）